第二中学校で使用する再生可能エネルギー電力供給 - 電力供給契約書(単価契約)-

I	契約件名	第二中学校で使用する再生可能エネルギー電力供給
2	供 給 場 所	別表1のとおり
3	/# 《丛 廿日 目目	令和8年●月の検針日から令和28年●月の検針日前日まで
3	供給期間	(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)
4	契約代金額	●●●●●●●● 円 (上記のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ●●●●●●● 円)
5	内 訳 書	別表2のとおり
6	契約の保証	

吹田市(以下「発注者」という。)と●●●●株式会社(以下「受注者」という。)は、次の条項によって 単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者双方が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 吹田市

代表者 吹田市長 後藤圭二 即

受注者 所在地 ●●県●●市●●町●番地

商号又は名称 ●●●●株式会社

代表者 代表取締役 ● ● ● ● 印

(総則)

第 | 条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等(仕様書、内訳書、実施要領等、基本協定書及び 実施協定書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(仕様書等を内容とする電力供給 契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の定める長期継続契約とするものとし、各年度における当該経費の予算の範囲において、受注者は、仕様書等に基づき、契約書記載の供給期間中に、発注者の供給場所で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は、受注者にその契約代金を支払うものとする。
- 3 仕様書等に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 仕様書等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して契約代金額を算定する場合の単位及びその端数処理は、内訳書に定めるところによるものとする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる用語は、特別の定めのある場合を除き、電気事業法 (昭和39年法律第170号)の定めるところによるものとする。
- 8 仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(内訳書)

第2条 受注者は、この契約書を提出する際に内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約代金額)

第3条 契約代金額とは、電力量料金単価に別表 I に定める各施設の予定使用電力量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

(電力量等の検針)

第4条 計量機器は、計量法上有効なものまたはそれに準ずると市が認めたものを使用する。

- 2 計量する電力量の単位は | キロワット時とし、その端数は小数点以下第 | 位で四捨五入する。
- 3 施設への供給電力量の計量方法については別に定める。なお、計量器または遠隔監視装置の故障及び保守等により供給電力量を正しく計量できなかった場合には、発注者と受注者協議により定めるものとする。計量日時は発注者及び受注者の協議により定めるものとする。
- 4 計量の実施に際しては、発注者と受注者両者誠意をもって運用に当たるものとし、前3項に疑義が生じた場合は、過去の実績等を参考とし、両者の協議及び合意のもとに前3項の変更が可能なものとする。

(電力量料金の請求)

第5条 電力供給の対価として電力量料金を支払う。なお、電力量料金は使用量等に応じて計算される従量料金 制とし、金額などは内訳書にて定める。

- 2 使用量の算定方法は、第4条にて定める。
- 3 電力量料金は、発注者が請求書を受領してから30日目の日までに受注者に支払うものとする。
- 4 本設備の変更及び電力供給に必要な労務費、材料費、燃料費等の変動などが生じた場合や、予期することのできない特別の事情により供給期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションなどが生じた場合など、契約開始時の経済環境や法制度などの諸条件が大きく変わり、契約代金額が著しく不適当となった場合、発注者と受注者誠意をもって協議の上、契約代金額の変更を求めることができる。
- 5 前項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。
- 6 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。
- 7 電力量料金の消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等相当額」という。)は、発注者の負担とする。消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(費用負担区分)

第6条 本設備の固定資産税は、受注者の負担とする。

2 税の新設又は税率の変更がなされた場合、当該税が、電力供給を受けるもの又は電力を使用するものが負担すべき税である場合には発注者の負担とし、地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが負担すべき税である場合には受注者の負担とする。これらに該当しない場合、発注者と受注者協議の上、負担割合を決定する。

(電力供給開始前の解除)

第7条 電力供給供開始日までに、発注者の責に帰すべき事由により電力供給が不可能になった場合、受注者は この契約を解除することができる。

- 2 前項の場合、受注者は直ちに本設備を撤去することができる。
- 3 前項の場合、本設備の取得、設置及び撤去費用に消費税等相当額を加えたもの並びに受注者がこの契約に基づく電力供給のために第三者と交わしているメンテナンス契約、運転管理委託契約等の解約金等、契約の締結及び解除に伴い発生する費用については、発注者の負担とする。

(損害保険)

第8条 受注者は、電力供給期間中、本設備に損害保険を付保する。

2 本設備について事故が発生した場合、発注者は受注者が保険金の支払を受けるために必要な手続に協力する。

(電力供給の制限、中止又は停止)

第9条 受注者は、次の各号のいずれかに当たる場合、電力供給を制限、中止又は停止することができる。この場合、発注者は受注者の本設置場所への立ち入りを認めるものとする。

- (1) 本設備に故障又はそのおそれが生じた場合
- (2) 本設備の点検・保守等のため必要な場合
- (3) 商用系統からの電力等、電力供給に必要なユーティリティーの供給が途絶えた場合(瞬時電圧低下を含む。)
- (4) 発注者の所有する設備の不具合等に起因して、電力供給に必要なユーティリティーを供給することが不可能又は著しく困難になった場合
- (5) 受注者が法令上・保安上の必要があると判断した場合
- (6) 電力量料金、その他の金銭債務が支払期限を経過しても支払われない場合
- 2 前項の事由により、電力供給を制限、中止又は停止したときは、受注者は損害賠償の責任を負わない。
- 3 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行のために必要な施設等に損害を生じ、若しくは供給場所の状態が変動したため、受注者が契約を履行できないと認められるときは、発注者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 4 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中 止させることができる。
- 5 発注者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において発生する損害の補償については、 基本協定書のリスク分担表に基づき両者協議の上決定する。

(非化石価値の取扱い)

第10条 この契約に基づき供給する電力の非化石価値は、発注者が所有する。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は第3項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者

が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(発注者の任意解除権)

第 | 12 条 発注者は、契約の履行が完了しない間は、第 | 3 条及び第 | 4 条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、 その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおけ る債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。
- (2) 契約の履行の全部を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 14条 受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (I) この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 電力を供給することができないことが明らかであるとき。
- (3) 電力の供給を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部が履行不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第 13 条による催告をしても契約を した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) この契約に違反し、その違反が重大で相手方の求めにもかかわらず是正されないとき。

- 2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第 16 条又は第 17 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) 第 49 条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、 同法第 69 条第 | 項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96条の6又は同法第 198条の規定による刑が確定したとき。
- 3 受注者発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (I) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第 | 号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 4 この契約解除後、補助金交付団体等から受注者に対し、補助金の返還、財産処分による収入の全部又は一部の納付を求められた場合、受注者はこれを負担する。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 | 15 条 第 | 3 条又は第 | 4 条(ただし、第 | 項第 | 号、第 8 号又は第 9 号を除く。)に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

(受注者の催告による解除権)

第 16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になった場合、受注者は直ちに この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項に基づきこの契約が解除されたときは、発注者は受注者に対し、受注者の指定する場所に自己の負担に おいて本設備を返還し、解約金の内容については誠意をもって協議し決定する。
- 3 第 I 項に基づきこの契約が解除された後、補助金交付団体等から受注者に対し、補助金の返還、財産処分による収入の全部又は一部の納付を求められた場合、発注者はこれを負担する。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 18 条 第 16 条又は第 17 条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、 この契約を解除することができない。

(合意解除)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、第 12 条から第 18 条までの規定にかかわらず、受注者と協議して、この契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第20条 発注者は、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給済の電力量等に相応する契約代金額を受注者に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第 21 条 受注者が、この契約に関して、第 14 条第 2 項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、契約代金額の 100 分の 10 に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第 14 条第 2 項第 3 号のうち、受注者の刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第 | 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者の承認を受けたときはこの限りでない。

(1) 発注者が第 |4条第 | 項又は第2項の規定に基づきこの契約を解除した場合

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (I) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第75号)の規定により 選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 |4 年法律第 |54 号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 | 1 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 I 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第23条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、受注者 に支払うべき代金のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 受注者は本事業により、第三者に損害を与えないように最大限努める。受注者は損害が発生した場合に備え、損害保険に加入する。この契約の履行について第三者に損害を与えた場合、損害を受けた第三者との補償協議は原則受注者が行うものとするが、受注者からの依頼または必要に応じ、発注者も協力するものとする。また、損害発生の責任を発注者が負うべき合理的な理由があるもの及び、責任分担が決定されていない事由により発生したものに関する補償ついては、別途協議を行う。

(秘密保持)

第25条 発注者及び受注者は、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的 に利用してはならない。供給期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議解決)

第27条 発注者及び受注者は、この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈について疑義が生じた場合、誠意をもって協議のうえ解決する。

(補則)

第28条 この約款等に定めのない事項については、吹田市財務規則(昭和39年4月 | 日規則第14号)及び電気事業法(昭和39年法律第170号)の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

予定使用電力量

No	施設名	所在地	契約電力(kW) (2024年12月)	契約種別	予定使用電力量(kWh)												合計		備考
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
1	第二中学校	吹田市岸部北1-21-1	224	高圧電力AS	15,464	19,172	16,692	9,186	10,095	16,873	43,651	36,389	36,781	14,546	12,723	20,754	252,326	240.050	2024年1月~2024年12月 電力使用量実績
1			224		5,513	5,599	3,980	334	345	8,215	17,854	22,332	13,791	5,041	334	4,395	87,733		屋内運動場の空調設備整備事業 電力使用量の増加見込み

内訳書

Ⅰ 契約代金額の算定

(1)契約料金単価

基本料金単価 : 設定しない 電力量料金単価: 設定する

・第二中学校 (吹田市岸部北 | -2|-|) | | 1和ワット時あたり ●●.●円

※ 上記金額には、消費税及び地方消費税の額を含まない。

(2)契約代金額の算出式

一月の額 = 電力量料金+消費税及び地方消費税の額

※ 電力量料金=予定使用電力量×電力量料金単価

(3)契約代金額の端数処理

契約代金その他の計算における合計金額の単位は、I円とし、その端数は切り捨てる。 ただし、消費税及び地方消費税を加算する場合には、その税が課される額及びその税の単位は、 それぞれI円とし、その端数はそれぞれ切り捨てとする。

(4) 契約代金額の消費税及び地方消費税の額

消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 I 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の82 及び第 72 条の83 の規定に基づき算出する額とする。

2 請求金額の算定

各月の請求金額については、各校ごとに以下に掲げる単価により算定し、それらの合計額を請求額とする。また、各月の請求金額の算定式については、次のとおりとする。

- 一月の額 = 電力量料金+消費税及び地方消費税の額
- ※ 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価
- ※ 上記計算における合計金額の単位は | 円とし、その端数は切り捨てる。

以 上

第二中学校で使用する再生可能エネルギー電力供給 - 仕様書 -

I 概要

(1) 件名

第二中学校で使用する再生可能エネルギー電力供給

(2) 需要場所

第二中学校(吹田市岸部北 | -21- |)

(3)業種・用途

学校施設

2 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施要領等

「令和7年度 PPA方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業」の公募型プロポーザル方式による公募に関し、発注者が令和●年●月●日付で公表した実施要領、仕様書、作成要領、企画提案書並びに公募に係る質問書と回答書をいう。

(2) 基本協定書

「令和7年度 PPA方式による公共施設への太陽光発電設備導入事業」に関する基本協定書 (令和●年●月●日締結)をいう。

(3) 実施協定書

発注者と供給者が、学校で使用する再生可能エネルギー電力の供給に必要な設備の設置、 運用等の細目的事項等について定める実施協定書をいう。

3 仕様

- (1)施設の供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧(標準電圧) 6,600ボルト
 - ウ 計量電圧(標準電圧) 6,600ボルト
 - エ 標準周波数 60ヘルツ

上記施設に対し供給者が施設内に設置した太陽光発電設備から供給すること。

(2) 予定使用電力量

別紙のとおり

(3) 電力供給期間

令和8年●月の検針日から令和28年●月の検針日前日まで

(4) 需要地点

実施協定書に定める。

- (5)電気工作物の財産分界点 需要地点に同じ。
- (6)保安上の責任分界点 需要地点に同じ。

4 その他

- (1)本仕様書、内訳書、実施要領等、基本協定書及び実施協定書に定めのない事項については、吹田市と締結する電力供給契約書の定めるところによるものとする。再生可能エネルギー電力の供給に必要な設備の設置、運用等の細目的事項について、別途実施協定書を締結できるものとする。
- (2)料金の請求は、その税込金額を算出し、その合計額を請求額としてこの契約について一つにまとめて請求を行う。なお、請求の際は、請求書のほかに、計算根拠を一つの電子データにして供給者から発注者に送付する。

以上

予定使用電力量

No	施設名	所在地	契約電力(kW) (2024年12月)	契約種別	予定使用電力量(kWh)												合計		備考
			(2024年12月)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
,	第二中学校	吹田市岸部北1-21-1	994	高圧電力AS	15,464	19,172	16,692	9,186	10,095	16,873	43,651	36,389	36,781	14,546	12,723	20,754	252,326	340,059	2024年1月~2024年12月 電力使用量実績
1	第二十子 区	火田川岸部北1-21-1	224	同圧电/JA3	5,513	5,599	3,980	334	345	8,215	17,854	22,332	13,791	5,041	334	4,395	87,733		屋内運動場の空調設備整備事業 電力使用量の増加見込み